

議案第 1 0 3 号

渋川市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市下水道条例等の一部を改正する条例

(渋川市下水道条例の一部改正)

第 1 条 渋川市下水道条例 (平成 1 8 年渋川市条例第 2 2 5 号) の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項の表中備考以外の部分を次のように改める。

用途区分	基本使用料		超過使用料	
	排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料 (1 立方メートルにつき)
一般用	8 立方メートルまで	7 4 0 円	9 立方メートル以上 2 0 立方メートルまで	1 1 5 円
			2 1 立方メートル以上 4 0 立方メートルまで	1 1 8 円
			4 1 立方メートル以上 1 0 0 立方メートルまで	1 3 4 円
			1 0 1 立方メートル以上	1 4 8 円
温泉汚水	1 立方メートルにつき			1 6 円
臨時用	1 立方メートルにつき			2 2 8 円

第 1 6 条第 1 項の表中備考 2 を削り、備考 3 を備考 2 とし、備考 4 を備考 3 とする。

(渋川市污水处理施設条例の一部改正)

第 2 条 渋川市汚水処理施設条例（平成 1 8 年渋川市条例第 2 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

用途区分	基本使用料		超過使用料	
	排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料 (1 立方メートルにつき)
一般用	8 立方メートルまで	7 4 0 円	9 立方メートル以上 2 0 立方メートルまで	1 1 5 円
			2 1 立方メートル以上 4 0 立方メートルまで	1 1 8 円
			4 1 立方メートル以上 1 0 0 立方メートルまで	1 3 4 円
			1 0 1 立方メートル以上	1 4 8 円
工場用	1 0 0 立方メートルまで	1 1 , 9 0 5 円	1 0 1 立方メートル以上	1 2 0 円

（ 渋川市農業集落排水処理施設条例の一部改正 ）

第 3 条 渋川市農業集落排水処理施設条例（平成 1 8 年渋川市条例第 2 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 （ 第 1 3 条関係 ）

用途区分	基本使用料		超過使用料	
	排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料 (1 立方メートルにつき)
一般用	8 立方メートル	7 4 0 円	9 立方メートル	1 1 5 円

	ルまで		以上 2 0 立方メ ートルまで	
			2 1 立方メート ル以上 4 0 立方 メートルまで	1 1 8 円
			4 1 立方メート ル以上 1 0 0 立 方メートルまで	1 3 4 円
			1 0 1 立方メー トル以上	1 4 8 円
臨時用	1 立方メートルにつき			2 2 8 円

備考

- 1 「臨時用」とは、工事用、一時用その他これに類するもので、排水処理施設を使用する場合をいう。
- 2 「一般用」とは、前項以外の場合をいう。

（ 渋川市個別処理浄化槽条例の一部改正 ）

第 4 条 渋川市個別処理浄化槽条例（平成 18 年渋川市条例第 230 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の表を次のように改める。

用途区分	基本使用料		超過使用料	
	排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料 （1 立方メートルにつき）
一般用	8 立方メートルまで	396 円	9 立方メートル以上 20 立方メートルまで	115 円
			21 立方メートル以上 40 立方メートルまで	118 円
			41 立方メートル	134 円

			ル以上 1 0 0 立 方メートルまで	
			1 0 1 立方メー トル以上	1 4 8 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の渋川市下水道条例（以下「新下水道条例」という。）第 1 6 条第 1 項の表、第 2 条の規定による改正後の渋川市污水处理施設条例（以下「新污水处理施設条例」という。）別表第 2、第 3 条の規定による改正後の渋川市農業集落排水処理施設条例（以下「新農集排水処理施設条例」という。）別表第 2 及び第 4 条の規定による改正後の渋川市個別処理浄化槽条例（以下「新浄化槽条例」という。）第 1 2 条の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の公共下水道、污水处理施設、農業集落排水処理施設及び個別処理浄化槽（以下「公共下水道等」という。）の使用に係る使用料について適用する。
- 3 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く公共下水道等の使用者が排除した汚水の量で、管理者が令和 7 年 4 月及び 5 月に算定するものに係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 施行日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間の公共下水道等の使用に係る使用料（当該期間から引き続く使用者が排除した汚水の量で、管理者が令和 9 年 4 月及び 5 月に算定するものに係る使用料を含む。）に限り、新下水道条例第 1 6 条第 1 項の表、新污水处理施設条例別表第 2、新農集排水処理施設条例別表第 2 及び新浄化槽条例第 1 2 条の表の規定の適用については、これらの表中「1 1 5 円」とあるのは「1 0 8 円」と、「1 1 8 円」とあるのは「1 0 9 円」と、「1 3 4 円」とあるのは「1 2 4 円」と、「1 4 8 円」とあるのは「1 3 7 円」と、新下水道条例第 1 6 条第 1 項の表、新污水处理施設条例別表第 2 及び新農集排水処理施設条例別表第 2 中「7 4 0 円」とあるのは「6 8 5 円」と、新下水道条例第 1 6 条第 1 項の表及び

新農集排処理施設条例別表第 2 中「 2 2 8 円」とあるのは「 2 1 1 円」と、新下水道条例第 1 6 条第 1 項の表中「 1 6 円」とあるのは「 1 4 . 5 円」と、新浄化槽条例第 1 2 条の表中「 3 9 6 円」とあるのは「 3 4 1 円」とする。

理 由

下水道事業等の経営の安定化を図るため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市下水道条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表
渋川市下水道条例（平成１８年渋川市条例第２２５号）の一部改正
 （第１条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案					現 行						
（使用料の算定方法） 第 1 6 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に 応じ、次の表に定めるところにより算定した額に消費税相当額（消費税法（ 昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく 税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に基づき 地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を 加えた額とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数が生じた ときはこれを切り捨てるものとする。					（使用料の算定方法） 第 1 6 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に 応じ、次の表に定めるところにより算定した額に消費税相当額（消費税法（ 昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく 税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に基づき 地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を 加えた額とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数が生じた ときはこれを切り捨てるものとする。						
用途区分		基本使用料		超過使用料		用途区分		基本使用料		超過使用料	
		排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料 （ 1 立方メー トルにつき）			排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料 （ 1 立方メー トルにつき）
一般用	8 立方メー トルまで	7 4 0 円	9 立方メートル	1 1 5 円	一般用	8 立方メー トルまで	6 3 0 円	9 立方メートル	1 0 0 円	温泉汚水	1 立方メートルにつき
			以上 2 0 立方メ ートルまで					以上 4 0 立方メ ートルまで			
			2 1 立方メー トル以上 4 0 立 方メートルまで	1 1 8 円				4 1 立方メー トル以上 1 0 0 立 方メートルまで	1 1 3 円		
			4 1 立方メー トル以上 1 0 0 立 方メートルまで	1 3 4 円				1 0 1 立方メー トル以上	1 2 5 円		
			1 0 1 立方メー トル以上	1 4 8 円							
温泉汚水	1 立方メートルにつき		1 6 円		浴場用	1 立方メートルにつき		3 3 円			
臨時用	1 立方メートルにつき		2 2 8 円		温泉汚水	1 立方メートルにつき		1 3 . 3 4 円			
					臨時用	1 立方メートルにつき		1 9 4 円			
備考					備考						
1 （略）					1 （略）						
2 （略）					2 「浴場用」とは、一般公衆浴場の用で公共下水道を使用する場合を いう。						
					3 （略）						

2・ $\frac{4}{3}$ (略)
2・ $\frac{4}{3}$ (略)

2・ $\frac{3}{3}$ (略)
2・ $\frac{3}{3}$ (略)

渋川市下水道条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表
 渋川市汚水処理施設条例（平成 1 8 年渋川市条例第 2 2 7 号）の一部改正
 （第 2 条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案					現 行				
別表第 2（第 1 2 条関係）					別表第 2（第 1 2 条関係）				
用途区分	基本使用料		超過使用料		用途区分	基本使用料		超過使用料	
	排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料 （1 立方メートルにつき）		排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料 （1 立方メートルにつき）
一般用	8 立方メートルまで	<u>7 4 0 円</u>	9 立方メートル以上 2 0 立方メートルまで	<u>1 1 5 円</u>	一般用	8 立方メートルまで	<u>6 3 0 円</u>	9 立方メートル以上 4 0 立方メートルまで	<u>1 0 0 円</u>
			2 1 立方メートル以上 4 0 立方メートルまで	<u>1 1 8 円</u>				4 1 立方メートル以上 1 0 0 立方メートルまで	<u>1 1 3 円</u>
			4 1 立方メートル以上 1 0 0 立方メートルまで	<u>1 3 4 円</u>				1 0 1 立方メートル以上	<u>1 2 5 円</u>
			1 0 1 立方メートル以上	<u>1 4 8 円</u>				1 0 1 立方メートル以上	<u>1 2 0 円</u>
			1 0 1 立方メートル以上	<u>1 4 8 円</u>	工場用	1 0 0 立方メートルまで	1 1 , 9 0 5 円	1 0 1 立方メートル以上	1 2 0 円
工場用	1 0 0 立方メートルまで	1 1 , 9 0 5 円	1 0 1 立方メートル以上	1 2 0 円	備考（略）				
備考（略）					備考（略）				

渋川市下水道条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

渋川市農業集落排水処理施設条例（平成 18 年渋川市条例第 228 号）の一部改正

（第 3 条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案					現 行				
別表第 2（第 1 3 条関係）					別表第 2（第 1 3 条関係）				
用途区分	基本使用料		超過使用料		用途区分	基本使用料		超過使用料	
	排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料 （ 1 立方メートルにつき ）		排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料 （ 1 立方メートルにつき ）
一般用	8 立方メートルまで	7 4 0 円	9 立方メートル以上 2 0 立方メートルまで	1 1 5 円	一般用	8 立方メートルまで	6 3 0 円	9 立方メートル以上 4 0 立方メートルまで	1 0 0 円
			2 1 立方メートル以上 4 0 立方メートルまで	1 1 8 円				4 1 立方メートル以上 1 0 0 立方メートルまで	1 1 3 円
			4 1 立方メートル以上 1 0 0 立方メートルまで	1 3 4 円				1 0 1 立方メートル以上	1 2 5 円
			1 0 1 立方メートル以上	1 4 8 円					
臨時用	1 立方メートルにつき		2 2 8 円		臨時用	1 立方メートルにつき		1 9 4 円	
備考									
1 「臨時用」とは、工事用、一時用その他これに類するもので、排水処理施設を使用する場合をいう。									
2 「一般用」とは、前項以外の場合をいう。									

渋川市下水道条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表
渋川市個別処理浄化槽条例（平成１８年渋川市条例第２３０号）の一部改正
 （第４条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案					現 行				
（使用料の算定方法） 第１２条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、１か月につき次表に定めるところにより算定した額に消費税相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加えた額とする。この場合において、その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。					（使用料の算定方法） 第１２条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、１か月につき次表に定めるところにより算定した額に消費税相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加えた額とする。この場合において、その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。				
用途区分	基本使用料		超過使用料		用途区分	基本使用料		超過使用料	
	排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料 （１立方メートルにつき）		排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料 （１立方メートルにつき）
一般用	８立方メートルまで	<u>３ ９ ６ 円</u>	９立方メートル以上２０立方メートルまで	<u>１ １ ５ 円</u>	一般用	８立方メートルまで	<u>２ ８ ６ 円</u>	９立方メートル以上４０立方メートルまで	<u>１ ０ ０ 円</u>
			２１立方メートル以上４０立方メートルまで	<u>１ １ ８ 円</u>				４１立方メートル以上１００立方メートルまで	<u>１ １ ３ 円</u>
			４１立方メートル以上１００立方メートルまで	<u>１ ３ ４ 円</u>				１０１立方メートル以上	<u>１ ２ ５ 円</u>
			１０１立方メートル以上	<u>１ ４ ８ 円</u>					

渋川市下水道条例等の一部を改正する条例について

1 改正の理由について（改正の必要性）

本市の下水道事業等は、令和２年度から地方公営企業法を全部適用していますが、独立採算を維持するという公営企業の原則に遠く及びません。

事業全体の経費回収率は、令和５年度決算で６１．０％と著しく低く、財源不足分については、一般会計からの基準外繰入金により補てんされており、多額の繰入金により経営を維持している状況にあります。

また、平成２９年度に策定し、令和５年度に見直した渋川市下水道事業等経営戦略（以下「経営戦略」という。）では、令和１５年度までに、新規管渠整備として約４９億円を、処理場改築や管渠更生等の施設更新等として約４２億円をそれぞれ見込んでおり、財源の確保が課題となっています。

これらのことから、安定した経営基盤の構築と適切な事業運営を図るため、使用料改定を行うものです。

2 改正の内容について

（１）基本使用料及び超過使用料の改定

使用料改定に当たり、本市の下水道事業等の経営状況を「個別原価主義」の理念に当てはめて算定すると、現状より約１．８倍の大幅な増額改定を実施しなければなりません。

また、経営戦略では、令和１５年度の経費回収率を７０％以上とすることを目標とし、令和７年度及び令和１２年度に、現行から約１７．２％ずつ使用料収入を増加させる改定が必要であるとしています。今回の使用料改定は、この経営戦略に基づく改定率をベースとして実施します。

しかしながら、急激な負担の増加は、市民生活などへの影響が大きいことから、令和７年度の使用料改定については、更に２段階に分けて実施します。

【１段階目】令和７年４月１日（改定率：約８．８５％）

【２段階目】令和９年４月１日（改定率：約１７．２９％）

なお、標準的な一般家庭（排除汚水量１か月当たり２０ｍ^３）における使用料は、１段階目で、現行と比べて１か月当たり１５１円（消費税抜き）の増額となり、増加率は約８．３％となります。２段階目では、現行と比べて１か月当たり２９０円（消費税抜き）の増額となり、増加率は約１５．８％となります。

標準的な一般家庭における使用料（１か月当たり２０ｍ^３使用した場合・税抜き）

	基本使用料	超過使用料 (1m ³ 当たり)	使用料	増額	増加率
現 行	630円	100円	1,830円		
改定後 (１段階目)	685円	108円	1,981円	151円	約 8.3%
改定後 (２段階目)	740円	115円	2,120円	290円	約15.8%

(2) 超過使用料区分の見直し

現在の超過使用料は、3段階に区分していますが、排除汚水量の少ない使用者の負担を軽減できるよう、9 m³から40 m³までの区分を9 m³から20 m³と、21 m³から40 m³に分け、4段階の区分に変更します。

(3) 用途区分「浴場用」の廃止

市内に対象となる事業者がないため、浴場用の区分を廃止します。

3 使用料改定後の経営について

使用料改定後の経費回収率及び基準外繰入金の縮減額の見込みは、次のとおりです。

期 間	経費回収率	基準外繰入金の縮減額
令和5年度決算	61.0%	
令和7年度・令和8年度	約64.0%	約60,000千円 / 年
令和9年度～令和11年度	約67.7%～約65.8%	約110,000千円 / 年

経費回収率は、使用料改定後も依然として低く、基準外繰入金に依存する状態は続いていきますので、経営戦略にのっとり使用料改定を検討していく必要があります。

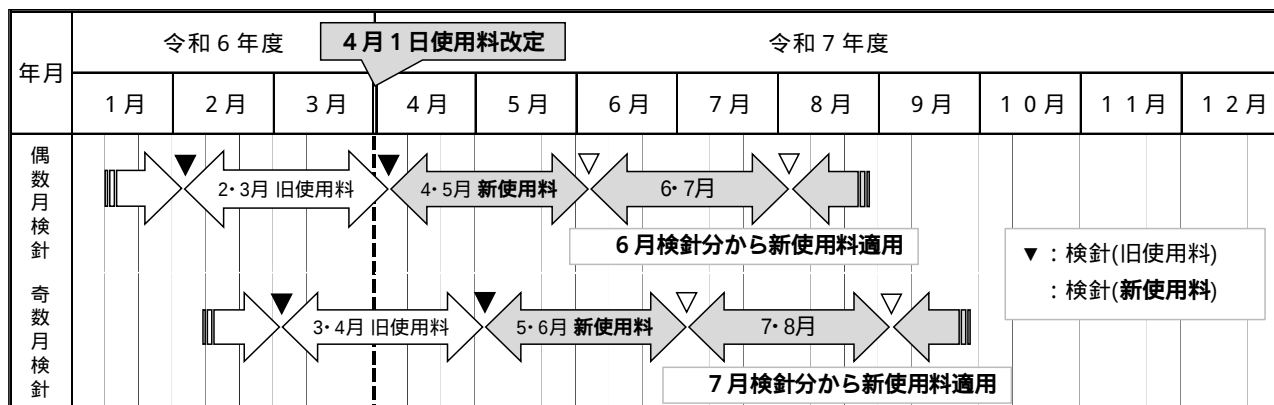
4 使用料改定のスケジュール

条例改正の施行日は、令和7年4月1日とし、施行日前からの使用者については、令和7年6月以降の検針分から経過措置による1段階目の改定後の使用料が適用されます。

その後、令和9年3月31日をもって経過措置期間が終了となり、令和9年4月1日から2段階目の使用料が適用となります。

なお、令和9年3月31日以前からの使用者についても、1段階目と同様に令和9年6月以降の検針分から改定後の使用料が適用されます。

参考：改定のスケジュール（1段階目の改定）



下水道使用料改定の比較表

1 段階目の改定（令和 7 年度、令和 8 年度）

用途区分	使用料区分	排除汚水量	使用料				適用事業
			現行	改定後	改定差額	改定率	
一 般 用	基本使用料	8m ³ まで	630円	685円	55円	8.7%	公共、特環、農集、 コミプラ
			286円	341円		19.2%	特排、個排
	超過使用料 (1m ³ につき)	9m ³ ～20m ³	100円	108円	8円	8.0%	全事業
		21m ³ ～40m ³ ＊		109円	9円	9.0%	
		41m ³ ～100m ³	113円	124円	11円	9.7%	
		101m ³ ～	125円	137円	12円	9.6%	
浴 場 用	1m ³ につき		33円	廃止	-	-	公共、特環
温泉汚水			13.34円	14.5円	1.16円	8.7%	
臨 時 用			194円	211円	17円	8.8%	公共、特環、農集
工 場 用	基本使用料	100m ³ まで	11,905円	11,905円	0円	変更なし	コミプラ
	超過使用料 (1m ³ につき)	101m ³ 以上	120円	120円			

2 段階目の改定（令和 9 年度以降）

用途区分	使用料区分	排除汚水量	使用料				適用事業
			現行	改定後	改定差額	改定率	
一 般 用	基本使用料	8m ³ まで	630円	740円	110円	17.5%	公共、特環、農集、 コミプラ
			286円	396円		38.5%	特排、個排
	超過使用料 (1m ³ につき)	9m ³ ～20m ³	100円	115円	15円	15.0%	全事業
		21m ³ ～40m ³ ＊		118円	18円	18.0%	
		41m ³ ～100m ³	113円	134円	21円	18.6%	
		101m ³ ～	125円	148円	23円	18.4%	
浴 場 用	1m ³ につき		33円	廃止	-	-	公共、特環
温泉汚水			13.34円	16円	2.66円	19.9%	
臨 時 用			194円	228円	34円	17.5%	公共、特環、農集
工 場 用	基本使用料	100m ³ まで	11,905円	11,905円	0円	変更なし	コミプラ
	超過使用料 (1m ³ につき)	101m ³ 以上	120円	120円			

＊現行は9m³～40m³である区分を、9m³～20m³と21m³～40m³に細分化する。

条例と適用事業について

条例	適用事業
下水道条例	公共下水道事業（公共）、特定環境保全公共下水道事業（特環）
汚水処理施設条例	汚水処理施設事業（コミプラ）
農業集落排水処理施設条例	農業集落排水事業（農集）
個別処理浄化槽条例	特定地域生活排水処理事業（特排）、個別排水処理事業（個排）